



第 1 章 計画策定の背景

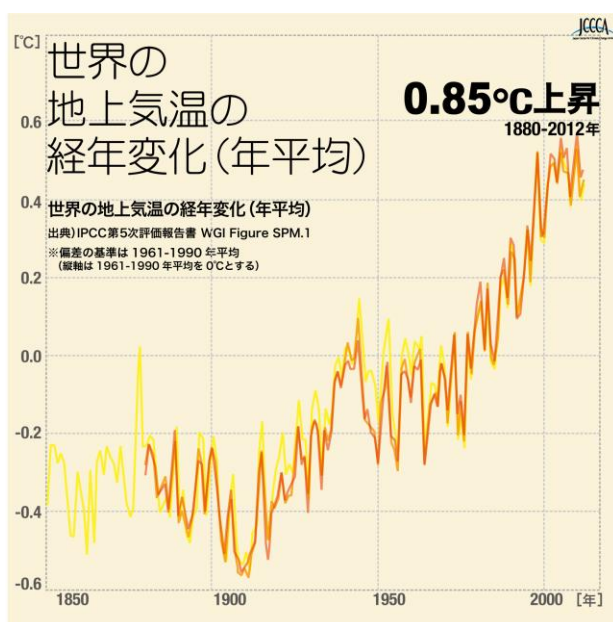
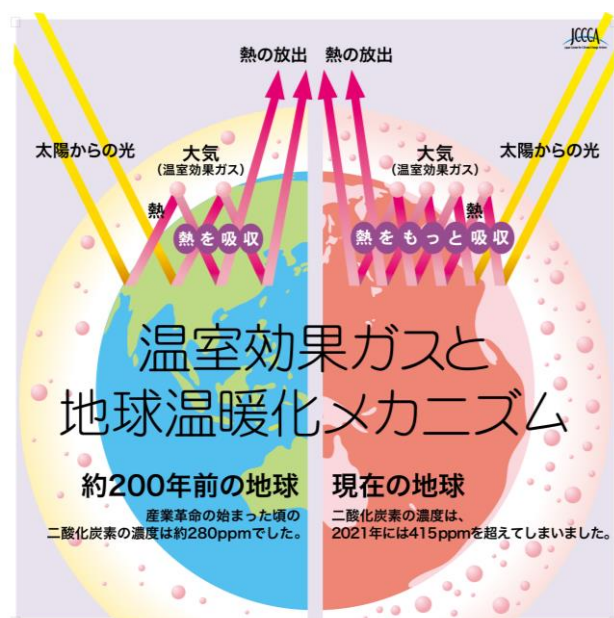
1-1 気候変動の影響

■ 温室効果ガスがもたらす様々な影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第I作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続くことが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-1 地球温暖化の仕組みと世界の地上気温の経年変化

1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

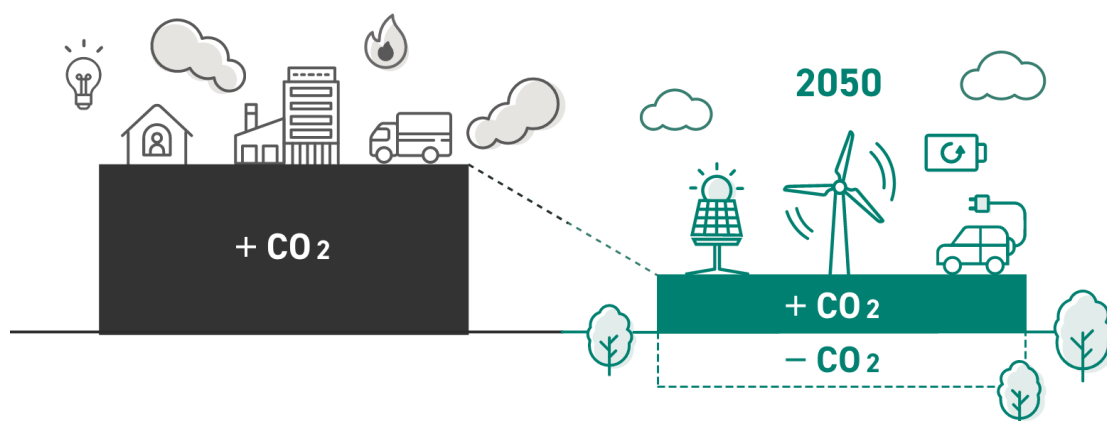
(1) 国際的な動向

■「平均気温の上昇 1.5℃以下」が世界の共通目標に

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典：脱炭素ポータル

図 1-2 カーボンニュートラルのイメージ

■ 持続可能な社会実現のための「17 の目標」

また、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17 の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。

特に、目標 13「気候変動に具体的な対策を」は、地球温暖化と深く関わる目標であり、災害への対策や気候変動に関する教育・啓発等について、世界各国が迅速に取り組むことを求めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター

図 1 - 3 SDGs17 の目標

(2) 国内の動向

■ カーボンニュートラル社会に向けて動き出した国・自治体

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法(以下「温対法」という。)が施行されました。

温対法では、令和 32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5(2023)年5月には、GX(グリーントランスフォーメーション)を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(以下、「GX 推進法」という。)が公布されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

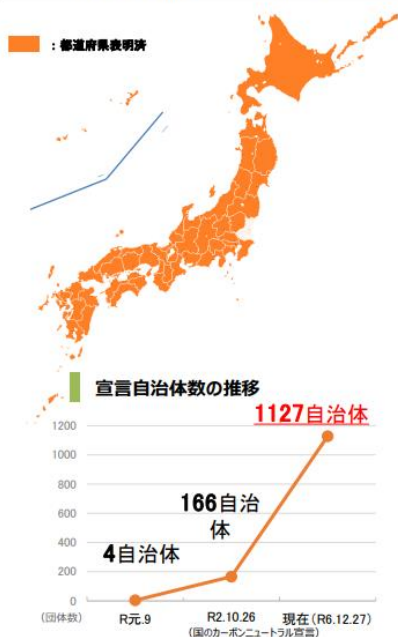
令和6(2024)年 12 月末現在、全国 1,127 自治体、埼玉県内では、50 自治体が「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明している状況です。

2024年12月27日時点



- 表明都道府県（46自治体）**

表明市区町村（1081自治体）



* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体

出典：環境省

図 1-4 ゼロカーボンシティ表明自治体

■「緩和策」と「適応策」で脱炭素化と気候変動に対応

埼玉県では、令和 2（2020）年 3 月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）（区域施策編）」を策定し、令和 5（2023）年 3 月に改正しました。この改正では、県における令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標（平成 25（2013）年度比 46％削減）を示すとともに、2050 年の将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」が掲げられました。

そして、そうした目標達成のために、必要な温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」とともに、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」を示しています。

まず、「緩和策」としては、産業・業務その他部門における目標設定型排出量取引制度や、家庭部門における家庭用燃料電池（エネファーム）や蓄電池、V2Hなどの普及拡大、運輸部門における電動車や低燃費車の普及拡大などの取組を推進しています。

また、「適応策」については、農業分野（コメの高温耐性品種の開発）や自然災害分野（治水対策）、健康分野（熱中症対策）などの取組を推進しています。

今後は、こうした県の取組と連携しながら、本町の地球温暖化対策の取組を進めていく必要があります。

1-3 宮代町の取組

■ 2023 年2月「ゼロカーボンシティ」を宣言

本町では、平成 13(2001)年3月に「自然の恵みを長く受けつぐ 水とみどりのまち 宮代」を目指す環境像として位置づけ、自らの確に行動していくための道しるべとして、「宮代町環境基本計画」を策定し、自然環境等の保全に努めてきました。

その後、町及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「宮代町地球温暖化対策実行計画※1」を策定し、町の事務・事業に関わる温暖化対策を推進してきました。

※1 宮代町地球温暖化対策実行計画(第1次):平成 14(2002)年度~平成 18(2006)年度
宮代町地球温暖化対策実行計画(第2次):平成 20(2008)年度~平成 25(2013)年度
宮代町地球温暖化対策実行計画(第3次):平成 30(2018)年度~令和 12(2030)年度

令和5(2023)年2月には、脱炭素社会の実現のため、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和 32(2050)年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることを目指しています。

<ゼロカーボンシティ宣言文>

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、日本におきましても、激甚な豪雨・台風災害などが頻発しており、町内でも雹(ひょう)による被害やゲリラ豪雨、高温障害など、農作物への被害をはじめ、町民の皆様の暮らしに大きな影響が出ています。

こうした中、国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するとともに、2030 年度における温室効果ガスを「2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けること」を表明いたしました。

当町におきましても、地球温暖化対策に関する取り組みを、町民、事業者、行政が一体となって推進し、豊かな自然を後世に残していくため、ここに「ゼロカーボンシティ」を宣言し、町の事務・事業のみならず、町全体で温室効果ガスの発生抑制に向けた具体的な取組みをこれまで以上に推進し、「宮代町として 2050 年までに温室効果ガスの排出ゼロ」を目指してまいります。

令和 5 年 2 月 1 6 日



埼玉県宮代町長 新井 康之 殿

貴町におかれましては、この度、地方公共団体として 2050 年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)を目指すことを表明されました。

今回の貴町の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 843 地方公共団体となりました。我が国としての 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度 46 パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への 3 つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後 30 年間のうち、とりわけこの 5 年間、10 年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴町及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 西村 明夫

図 1-5 ゼロカーボンシティ宣言文及び環境大臣メッセージ

■ 脱炭素化のための新たな協力体制

さらに、本町と日本工業大学は、令和6年（2024）9月に「宮代町ゼロカーボンシティ実現のための連携・協力に関する覚書」を締結しました。この覚書は、宮代町のゼロカーボンシティ実現に向けて、宮代町ゼロカーボンシティ推進協議会の運営や地球温暖化対策実行計画の策定及び実行など、脱炭素化のための、具体的かつ緊密な連携を行うことを目的としています。

このほか、同年10月には、宮代町における2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた取組を加速させるため、「宮代町ゼロカーボン推進協議会」を設立しました。

協議会で町全体の方針や計画を検討・決定し、本町の脱炭素化を推進します。



コラム

宮代町ゼロカーボン推進協議会

本町の地域脱炭素の取組を加速するため、産業・学術・行政による官民連携の推進体制として、令和6年10月3日に「宮代町ゼロカーボン推進協議会」を設立しました。

全体会議で脱炭素に関する方針や計画を検討・決定していくほか、「部会」を立ち上げ、より効果的かつ具体的な施策について議論・実行していくことで、本町の脱炭素化を推進していきます。



宮代町ゼロカーボン推進協議会 設立メンバー

株式会社新しい村
埼玉りそな銀行
JA南彩 宮代支店
株式会社鈴木工務店
東武レジャー企画株式会社
中村建設株式会社
日本工業大学
宮代町
宮代町商工会
無印良品東武動物公園駅前

※50音順